

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 11 日現在

機関番号：34404

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K04124

研究課題名(和文) 軍事基地跡地利用の日独比較研究 沖縄の補償型振興開発の計画と現実

研究課題名(英文) Comparative study of the conversions of the closed military base sites between Germany and Japan

研究代表者

難波 孝志 (Namba, Takashi)

大阪経済大学・情報社会学部・教授

研究者番号：00321018

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、これまで長年にわたって研究成果を蓄積してきた日本の、特に沖縄の軍用地返還跡地再開発について、その際立った特徴を明確化するために、ドイツ連邦共和国の跡地再開発との比較検討を行った。ドイツにおいて調査地点を選定し、重点地区(旧イギリス軍基地跡地および旧アメリカ軍基地跡地)における再開発事例について、インテンシブ・エクステンシブの両側面から現地調査を実施した。

調査研究の結果、日独比較という枠組みの中で、以下3点の知見を得ることができた。

日独の法的・制度的な問題、基地に対する意識の問題、土地に対する意識と国と市町村の権限の問題

研究成果の学術的意義や社会的意義

ドイツでは、基地の建設や移設について国家が絶大な権力を持ち、基地が返還された後は、地区計画を策定する自治体が大きな権限を持つ。日本でも同様に国家が絶大な権力を持つが、時として沖縄のように、自治体の反対によって、その権限が揺さぶられることもある。返還された後も、迷惑施設としての跡地への国や自治体の補償は継続され、結果的に過剰開発の状態が継続する。

また、制度的な地方分権と、実質的な国庫補助金による政策誘導に関してであるが、跡地利用が特措法によって例外的に進められる。もとより、沖縄振興そのものが国庫補助金に裏打ちされてきた。しかし補償型の跡地利用は、地方分権の形骸化を招くことになりかねない。

研究成果の概要(英文)：In the research project, the survey indexes for comparative examination are extracted, referring to the accumulating research findings of the renewal of the closed sites in Japan for these several years, especially referring to the examples of them in Okinawa. Based on those indexes, we selected the survey spots are selected in Germany, and carried out interviews of redevelopment cases in focused areas (former British base site in Dortmund and former US military base sites in Heidelberg).

As a result of the survey research, in the framework of comparison between Japan and Germany, there are three findings:(1) Legal and institutional differences, (2) Perception to the base, (3) Perception of land ownership, and authority of the government and municipality

研究分野：社会学、都市社会学、地域社会学

キーワード：軍用地跡地利用 再開発 軍用地コンバージョン 日本-ドイツ比較 公共性 都市計画 都市再開発 沖縄研究

## 1. 研究開始当初の背景

日本 - ドイツ連邦共和国(以下ドイツと記す)両国は、戦後自国内に広大な他国の軍事基地が建設されてきた。日本、特に沖縄では、1998 年以降米軍基地の存在に対する補償型振興計画の導入によって、開発過剰の状態が蔓延している。加えて 2012 年の沖縄振興特別措置法の改正および跡地利用特措法によって、補償型の基地跡地コンバージョンが開始された。広大な普天間飛行場の返還を控えて、これら補償型公共事業は地域社会をさらに過剰な開発へと導くのではないか。このことへの疑問が本研究の出発点であった。

他方、世界で最多かつ最大の他国軍(アメリカ軍、イギリス軍、フランス軍、ベルギー軍、オランダ軍、カナダ軍、そしてソヴィエト軍などの同盟国軍)軍事基地が建設されたドイツにおいても、東西冷戦終結直後から軍用地コンバージョンが進行中で、ドイツはその先進国と言うこともできる。さらに、日本における近代都市計画制度は、ドイツからの制度輸入によって形づくられてきたという歴史も持つ。これが、日独比較研究を行うことの意義であった。

## 2. 研究の目的

本研究では、以下3点の問題意識のもとに、跡地利用プロセスの日独比較を行った。

まず第 1 が、ドイツにおける基地に対する反対運動についてである。ドイツにおいても日本と同様に基地に対する反対運動は存在するが、それは環境問題や核兵器の持ち込みについてであって、基地の存在や基地の移設についてではないということである。つまり、日独の『基地なるもの』に対する意識の差異というテーマである。

第 2 に、聴き取りに応じたほとんどの都市計画担当者が、ドイツの軍事基地はそのほとんどが国有地であると答え、そして日本の基地はなぜ私有地なのかと質問した。底地が国有地であれば、簡単に公共事業を計画し公共施設を建設できる。日本では基地の土地が私有地であるからこそ、軍用地主は現行の軍用地料よりさらに高い収益を追求する。よって、そこに借地料問題が生じて、跡地利用が進まないという点である。

第 3 に、どの都市計画担当者も決まって、コンバージョンの質問に対して、ドイツの都市計画法や B - プランや F - プランの説明を始めた点である。ドイツでは、コンバージョンはすべて通常の法律にしたがって処理されるというのだ。言うなれば、ドイツにおける軍用地コンバージョンは、廃業になった工場跡地や使われなくなった公共施設のコンバージョンと何も変わらないのである。ドイツでは、コンバージョンは、通常の行政的な手続きを踏めば可能であるのに対して、日本では特別措置法によって、その時々で自由にプロセスを変更可能なのである。言い換えれば、日本は、コンバージョンが敢えて政治論争になるように仕組まれているということである。

以上のような問題意識のもとに、日独の差異を明らかにする。そして、最終的には、これらの議論を通じて、日本の今後の公共事業政策に資することを目的とした。

## 3. 研究の方法

2016 年 9 月 1 日 ~ 2017 年 8 月 31 日のドイツへの長期出張を活用して、本研究に取り組んでき

た。2017年9月ドイツからの帰国以降は、研究協力者とともに、沖縄における事例について聴き取り調査を実施してきた。

#### (1) 日独比較研究のための分析枠組み検討、調査項目の検討・作成

ドイツ調査へ向けて、主に軍事基地跡地再開発の日独比較研究のための分析枠組み検討、調査項目の検討・作成を行った。その上で、ドイツの事前資料蒐集を行った。他方で、日本の沖縄に関しては、2013年からの調査において、すでにある程度の調査結果を得ていたため、ドイツとの比較の対象としてこれらのデータの整理を行い、ドイツとの比較調査へ向けた指標作成を行った。具体的には、上述の3つの指標に重点をおいて調査することにした。

#### (2) 調査候補地の選定、調査地点のエクステンシブなデータ収集

2015年に行った事前の予備的調査において、2013年に返還されたハイデルベルク市の米軍基地跡地をその候補として推薦されたが、そこでは多数の難民(シリアをはじめ中東からの)を受け入れ、彼らがそこに暮らしているのを目の当たりにした。これもまた、パブリック・セクターによる再開発であるからこそ可能な所作なのであろうか。このような関心のもと、ドイツ到着後は、まずは本研究に適合した会議時通訳の人選を開始し、同時にドイツにおける軍用地返還の統計的把握、調査候補地の選定に着手した。ただ、本研究のテーマの特異性によるのであろうか、候補地の選定および通訳者依頼に予想外の時間を要した。そこで、まずは日本からは利用することのできない大学研究ネットワークをフルに活用して軍用地跡地再開発に関する資料蒐集を行うとともに、大学や公共図書館等における資料蒐集、通訳を伴わない英語による独自の聴き取り調査を行うことに力点を置いた。結果的に、ドイツ滞在の前半では、ドイツにおける軍用地返還跡地再開発に関するエクステンシブなデータ収集を行うことができた。

#### (3) 調査地点に関する聴き取り調査、インテンシブなデータ収集

これらの細かな計画の修正を経て、順調に軍用地跡地再開発が行われている事例や再開発が滞っている事例、アメリカ軍基地跡地、イギリス軍基地跡地などのポイントについて検討の結果、最終的に2か所の事例調査候補地を選定した。ドイツ連邦共和国バーデン・ヴュルテンベルク州のハイデルベルク地区とノルトライン・ヴェストファーレン州のドルトムント地区の2地点である。候補地確定後は、候補地所在の図書館における資料蒐集、対象地域・対象都市の歴史的背景の把握、経済・社会的実態の把握などを行った。また、再開発に関係する機関などへの聴き取り調査を実施し、再開発の投資実態把握、再開発関係資料収集を行った。

### 4. 研究成果

ドイツにおけるアメリカ軍基地跡地やイギリス軍基地跡地に焦点を当て、ハイデルベルクおよびドルトムントの2か所の事例について現地調査を実施してきた。日独両者の軍用地返還跡地の再開発の事例について、日独比較を行った結果、現在までに得られた以下3点の知見をまとめておく。

## ( 1 ) 日独の法的・制度的な問題

日本の特に沖縄における軍用地返還跡地の再開発においては、2012 年の民主党政権時代に改正整備された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(跡地利用特措法)」がその根拠規定となっている。もとを正せば、返還跡地の大規模な再開発が具体化し認知され始めたのは、1995 年、村山政権当時の「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(返還特措法)」が改正・施行された当時からである(英語では改正なので、同じ名前)。

このように、日本において制度的に特別措置として扱われてきた軍用地コンバージョンについて、ドイツの専門家に聴き取りを行った。そこで最初にぶち当たった壁が、彼らからの「なぜ軍用地返還跡地再開発が特別な措置なのですか?」という質問であった。つまり、ドイツにおいては、軍用地コンバージョンは、通常の都市計画法のもとB-プラン、F-プランと呼ばれる地区詳細計画を作成され、その計画通りに再開発されるのである。むしろ、彼らからすれば、なぜ軍用地が特別措置の対象となるのかが理解できないという反応であった。日本のように、コンバージョンが行われるごとに特別措置が行われるのであれば、法律が存在しないに等しい。その時点で権力を持つものが自由に決定できることになるという危惧がある。ここに、軍用地跡地を単に公有地として扱うドイツと、米軍基地という特別な土地として扱う日本の差異を見出すことができよう(現地における聴き取り調査から)。

戦後、沖縄は米軍によって占領され沖縄全島が軍事基地として機能し始める。少しずつ帰宅・居住が許され、長い年月をかけて徐々に返還されて、現在の地域社会が形成された。沖縄の戦後の歴史を顧みると、それは軍用地返還の歴史であったと言っても過言ではない。つまり、沖縄の軍用地返還の歴史は、ドイツのそれと同じように長い歴史を持つ。にもかかわらず、日本では沖縄の米軍基地跡地に対しては、特別な措置が講じられる。

そこには日本の軍用地返還跡地再開発に込められた戦略的な意図があることを見逃してはならない。ドイツでは、軍用地が返還されれば、粛々として行政的な措置が行われている。これに対して、日本では、軍用地が返還される度に、政治的な課題として取り上げられ、政争の種として扱われることが、このシステムには最初からビルトインされているのである。そして、政争として大きく取り上げられれば取り上げられただけ、巨額の公的資金が動いてきた。その結果として、開発過剰の状態が続いてきたのである。

## ( 2 ) 軍事基地に対する意識の問題

それでは、なぜ、ドイツでは軍用地を単に公有地として扱うのに対して、日本では特別措置の必要な特別な土地として扱うのであろうか。ドイツでの聴き取り調査におけるもうひとつのエピソードを紹介しておこう。ドイツにおいて基地周辺で抗議活動を行っている団体に対して聴き取りを申し入れた際の、選定したインフォーマントの対応であるが、彼らは基地内の環境問題や、米軍による核兵器の持ち込みに対して抗議活動を行うが、新基地の建設や基地の増改築に対しては、全く抗議を行わないというのである。すなわち、彼らによればドイツは第2次世界大戦における敗戦国であって、戦勝国の基地は無条件で受け入れなければならないというのだ。ドイツ国民にとって、基地の存在は所与のものであると考えてもよいと言うのだ。1880 年代以降、ドイツでは軍事基地が建設されるが、ナチスの時期に最もたくさんの基地が建設された。第2次世界大戦後もこれらの基地は解体されることなく、東西冷戦時代を経てそれ

らは存続されてきたのである(聴き取り調査による)。

研究目的のところで示した軍用地の公有化について話を戻そう。ドイツでは軍事基地の土地をどのように公有化したのであろうか。もともとナチス軍が使用していた土地を、戦後アメリカ軍が使ったという事例が多いようではあるが、1945年以降、軍用地は国が買い取って国有地とすることを決めた。その後、軍隊の必要性から基地建設が行われるが、その土地は強制的に国によって買い取られたという歴史があるという。加えて、基地の存在は国防上不可欠である、というのが聴き取りを行った全インフォーマントの共通認識であった。むしろ、彼らから日本ではどうして軍事基地の移設に反対することが可能なのかと問われる場面さえあった(聴き取り調査による)。ドイツでは戦後、他国軍の受け入れが行われるが、他国軍によって守られているという感覚のもと、むしろ他国軍を歓迎する意識が強かったと考えるのが妥当であろう。

他方、日本では、有事の際には基地の存在はそこを標的として爆撃の対象となるので、基地は危険を導く有害な迷惑施設である、というのが通説のようにになっている。また、基地問題を原発問題と同じように論じる書籍も多数存在する。だからこそ、年間1千億円にもものぼる軍用地主に対する軍用地料の支払いはその値段が下がることなく継続されているのであり、そして、軍用地跡地が返還された際には、その土地が使用可能になるまで、かつての軍用地主に対して手厚い措置が講じられるのだ。これが特措法による特別な処理を行うことの根拠となってきたのである。

### (3) 土地に対する意識と国と市町村の権限の問題

そもそもドイツには、1800年代初頭から始まったBプラン(Bebauungsplan)と言われる道路網を中心にした地区計画制度が存在する。基地の建設も解体も、すべてこのBプランによって制御されている。もちろん、Bプランは市民対話を最優先にしながら、市町村が策定する。これが基礎自治体の最も重要な仕事のひとつであって、国は一切その策定には関与できない。日本のような特別措置法の制定によって、国が主導するような措置は許されないのである。たとえその土地が軍用地のような国有地であったとしても、である。国が大きく関与するのは、少なくとも軍用地跡地の価格を設定し、土地が返還(リリース)されるまでの間である。ハイデルベルクでは、学生などの低所得者用の住宅を確保するために、あえて軍用地跡地に低価格を設定した。つまり、軍用地が返還されるまでは国が権限を持つが、その後のコンバージョンの最終的な権限は、自治体が有しているのである。

日本においては、1980年の都市計画法の改正によって、地区計画制度が盛り込まれた。この制度設計は、ドイツのBプランを参考にしたと言われている。日本においてもドイツ同様に地区計画の最終権限は、自治体が有することになっている。また、2000年からの地方分権改革によって、地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られてきた。国と地方自治体の権限は、基本的に対等関係にある。そのような状況の下で、こと軍用地あるいは軍用地跡地についてのみ、沖縄についてのみ、特別な措置が行われているのである。

以上から、日本の特に沖縄の軍用地コンバージョンは、ドイツと比較を行うことによって、特別かつ特異な運用がなされていることが浮き彫りになり、その特殊性が際立つのである。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

|  |                    |
|--|--------------------|
| 1. 著者名<br>南裕一郎                         | 4. 巻<br>89         |
| 2. 論文標題<br>戦後沖縄史のなかの独立論                | 5. 発行年<br>2018年    |
| 3. 雑誌名<br>人間科学                         | 6. 最初と最後の頁<br>1-20 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし          | 査読の有無<br>無         |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>-          |

|   |                      |
|---|----------------------|
| 1. 著者名<br>難波孝志  | 4. 巻<br>68(5)        |
| 2. 論文標題<br>軍事基地跡地コンバージョン研究のめざすもの 軍用地コンバージョンの日独比較研究（1） | 5. 発行年<br>2018年      |
| 3. 雑誌名<br>大阪経大論集                                      | 6. 最初と最後の頁<br>93-103 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                         | 査読の有無<br>無           |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）                 | 国際共著<br>-            |

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名<br>難波孝志                                   | 4. 巻<br>67(4)         |
| 2. 論文標題<br>沖縄軍用跡地利用とアソシエーション型郷友会 - 郷友会組織の理念と現実 - | 5. 発行年<br>2017年       |
| 3. 雑誌名<br>社会学評論                                  | 6. 最初と最後の頁<br>383-399 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                    | 査読の有無<br>有            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）            | 国際共著<br>-             |

|                                       |                     |
|---------------------------------------|---------------------|
| 1. 著者名<br>牧野芳子                        | 4. 巻<br>44          |
| 2. 論文標題<br>沖縄県西原飛行場の返還に関する考察          | 5. 発行年<br>2020年     |
| 3. 雑誌名<br>佛大社会学                       | 6. 最初と最後の頁<br>54-59 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし         | 査読の有無<br>有          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著<br>-           |

|   |                   |
|---|-------------------|
| 1. 著者名<br>難波孝志  | 4. 巻<br>1         |
| 2. 論文標題<br>1. 軍事基地跡地利用の日独比較研究   | 5. 発行年<br>2020年   |
| 3. 雑誌名<br>「軍事基地跡地利用の日独比較研究 - 沖縄の補償型振興開発の計画と現実 - 」平成28～令和元年度 JSPS<br>科研費 研究成果報告書 | 6. 最初と最後の頁<br>1-9 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)<br>なし  | 査読の有無<br>無        |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-         |

|   |                     |
|---|---------------------|
| 1. 著者名<br>南裕一郎  | 4. 巻<br>1           |
| 2. 論文標題<br>2. 米軍再編下における在欧米軍の配備状況  | 5. 発行年<br>2020年     |
| 3. 雑誌名<br>「軍事基地跡地利用の日独比較研究 - 沖縄の補償型振興開発の計画と現実 - 」平成28～令和元年度 JSPS<br>科研費 研究成果報告書 | 6. 最初と最後の頁<br>11-38 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)<br>なし  | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-           |

|   |                     |
|---|---------------------|
| 1. 著者名<br>杉本久未子   | 4. 巻<br>1           |
| 2. 論文標題<br>3. 読谷村における軍用跡地利用～公共施設・農業・商業～   | 5. 発行年<br>2020年     |
| 3. 雑誌名<br>「軍事基地跡地利用の日独比較研究 - 沖縄の補償型振興開発の計画と現実 - 」平成28～令和元年度 JSPS<br>科研費 研究成果報告書 | 6. 最初と最後の頁<br>39-48 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)<br>なし  | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-           |

|   |                     |
|---|---------------------|
| 1. 著者名<br>牧野芳子  | 4. 巻<br>1           |
| 2. 論文標題<br>4. 軍用飛行場と跡地利用 沖縄本島西原飛行場を中心に  | 5. 発行年<br>2020年     |
| 3. 雑誌名<br>「軍事基地跡地利用の日独比較研究 - 沖縄の補償型振興開発の計画と現実 - 」平成28～令和元年度 JSPS<br>科研費 研究成果報告書 | 6. 最初と最後の頁<br>49-57 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子)<br>なし  | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-           |

|   |                     |
|---|---------------------|
| 1. 著者名<br>藤谷忠昭  | 4. 巻<br>1           |
| 2. 論文標題<br>5. 沖縄市の地域社会(3)   | 5. 発行年<br>2020年     |
| 3. 雑誌名<br>「軍事基地跡地利用の日独比較研究 - 沖縄の補償型振興開発の計画と現実 - 」平成28～令和元年度 JSPS<br>科研費 研究成果報告書 | 6. 最初と最後の頁<br>59-71 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)<br>なし   | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-           |

|   |                     |
|---|---------------------|
| 1. 著者名<br>藤谷忠昭  | 4. 巻<br>1           |
| 2. 論文標題<br>6. 沖縄と自衛隊(5)   | 5. 発行年<br>2020年     |
| 3. 雑誌名<br>「軍事基地跡地利用の日独比較研究 - 沖縄の補償型振興開発の計画と現実 - 」平成28～令和元年度 JSPS<br>科研費 研究成果報告書 | 6. 最初と最後の頁<br>73-95 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)<br>なし   | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-           |

|   |                      |
|---|----------------------|
| 1. 著者名<br>藤谷忠昭  | 4. 巻<br>1            |
| 2. 論文標題<br>7. アジアの中の沖縄(3)   | 5. 発行年<br>2020年      |
| 3. 雑誌名<br>「軍事基地跡地利用の日独比較研究 - 沖縄の補償型振興開発の計画と現実 - 」平成28～令和元年度 JSPS<br>科研費 研究成果報告書 | 6. 最初と最後の頁<br>97-105 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)<br>なし   | 査読の有無<br>無           |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-            |

|   |                       |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名<br>田村雅夫  | 4. 巻<br>1             |
| 2. 論文標題<br>8. 南城市自治会長・区長アンケート調査結果概要報告   | 5. 発行年<br>2020年       |
| 3. 雑誌名<br>「軍事基地跡地利用の日独比較研究 - 沖縄の補償型振興開発の計画と現実 - 」平成28～令和元年度 JSPS<br>科研費 研究成果報告書 | 6. 最初と最後の頁<br>107-121 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)<br>なし   | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-             |



|   |                       |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名<br>田村雅夫  | 4. 巻<br>1             |
| 2. 論文標題<br>9. 久米島町自治会長（区長）アンケート調査結果概要報告   | 5. 発行年<br>2020年       |
| 3. 雑誌名<br>「軍事基地跡地利用の日独比較研究 - 沖縄の補償型振興開発の計画と現実 - 」平成28～令和元年度 JSPS<br>科研費 研究成果報告書 | 6. 最初と最後の頁<br>123-136 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし   | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-             |

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件）

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>難波孝志                            |
| 2. 発表標題<br>軍用地返還跡地利用の日独比較研究 国際比較の事例としての 沖縄 |
| 3. 学会等名<br>日本社会学会 第91回大会                   |
| 4. 発表年<br>2018年                            |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>南裕一郎                               |
| 2. 発表標題<br>瀬長島の跡地利用 「聖なる島」から「基地の島」、そして「観光の島」へ |
| 3. 学会等名<br>沖縄文化協会 第3回東京公開研究発表会                |
| 4. 発表年<br>2018年                               |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>Takashi Namba  |
| 2. 発表標題<br>Comparative study of the consensus building process concerning the renewal and reconstruction of the closed military base sites in Germany and Japan |
| 3. 学会等名<br>German-Japanese Society for Social Sciences (国際学会)   |
| 4. 発表年<br>2018年   |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>Yuichiro Minami   |
| 2. 発表標題<br>Genealogy of Arguments on Independence of Okinawa and its Feasibility |
| 3. 学会等名<br>German-Japanese Society for Social Sciences (国際学会)                    |
| 4. 発表年<br>2018年  |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>南裕一郎                          |
| 2. 発表標題<br>沖縄の自治会と自衛隊基地(3) 瀬長島の跡地利用と観光地化 |
| 3. 学会等名<br>日本社会学会                        |
| 4. 発表年<br>2017年                          |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>南裕一郎                                |
| 2. 発表標題<br>沖縄の軍事基地と地域社会(1) 土地接収・基地建設は何をもたらしたのか |
| 3. 学会等名<br>第89回日本社会学会大会                        |
| 4. 発表年<br>2016年                                |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>難波孝志                               |
| 2. 発表標題<br>沖縄の地域自治組織と基礎自治体の関係性 沖縄県名護市の区を事例として |
| 3. 学会等名<br>第92回 日本社会学会大会                      |
| 4. 発表年<br>2019年                               |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>杉本久未子                           |
| 2. 発表標題<br>高齢期の生活と地域の共同性 - 宮古島市の住民生活調査から - |
| 3. 学会等名<br>第92回 日本社会学会大会                   |
| 4. 発表年<br>2019年                            |

〔図書〕 計2件

|  |                 |
|--|-----------------|
| 1. 著者名<br>Takashi Namba  | 4. 発行年<br>2020年 |
| 2. 出版社<br>Cambridge Scholars Publishing  | 5. 総ページ数<br>489 |
| 3. 書名<br>The Crisis of Democracy? : Chances, Risks and Challenges in Japan (Asia) and Germany (Europe) |                 |

|  |                 |
|--|-----------------|
| 1. 著者名<br>Yuichiro Minami  | 4. 発行年<br>2020年 |
| 2. 出版社<br>Cambridge Scholars Publishing  | 5. 総ページ数<br>489 |
| 3. 書名<br>The Crisis of Democracy? : Chances, Risks and Challenges in Japan (Asia) and Germany (Europe) |                 |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

|       | 氏名<br>(ローマ字氏名)<br>(研究者番号)                     | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号)                     | 備考 |
|-------|---|---|----|
| 研究協力者 | 田村 雅夫<br><br>(Tamura Masao)<br><br>(40247606) | 嵯山女子学園大学・人間関係学部・教授<br><br><br><br>(33906) |    |

## 6. 研究組織（つづき）

|       | 氏名<br>(研究者番号)                             | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号)             | 備考 |
|-------|---|-----------------------------------|----|
| 研究協力者 | 杉本 久未子<br>(Sugimoto Kumiko)<br>(60340882) | 大阪人間科学大学・人間科学部・元教授<br><br>(34435) |    |
| 研究協力者 | 藤谷 忠昭<br>(Fujitani Tadaaki)<br>(30368378) | 相愛大学・人文学部・教授<br><br>(34421)       |    |
| 研究協力者 | 平井 順<br>(Hirai Jun)<br>(60435039)         | 吉備国際大学・農学部・准教授<br><br>(35308)     |    |